

非行、少年事件Q&A ～子どもが万引きをした！？～

かがやき総合法律事務所 弁護士 吉川里絵

Q1 子どもが万引きしたと店から連絡がありました、これからどうなるのでしょうか。

万引きは、窃盗（刑法第235条、10年以下の懲役または50万円以下の罰金）という犯罪行為です。大人の場合は、警察に逮捕されて、裁判で懲役（刑務所に行く）といった刑罰が下されうる行為です。詳しくはQ2でご説明します。

もっとも、万引きしたのが初めてで、お子さんや保護者の方が真摯に反省をされている場合などは、お店や警察署で十分に話をし、万引きしたものを弁償し、今後しないように約束をして帰されるという例がないわけではありません。

Q2 逮捕されたらその後はどうなりますか（14歳以上の子どもの場合）。

先に述べましたように万引きは犯罪行為ですから、大人（20歳以上）であれば、逮捕された後、検察官が起訴をすれば、裁判になって刑罰を受けることになります※1。

20歳未満の子どもの場合は、警察で取り調べを受けるところまでは大人と同じですが、その後の手続きが大人と違ってきます※2。

少年※3の起こした事件は、警察官や検察官が調べた後で、全て家庭裁判所に送られます。そして、本当に万引きをしたかどうか、もし本当であればどのような処分にすれば、少年があやまちなく人生を歩んで行けるのかを、家庭裁判所の裁判官が決めることになります。これを家庭裁判所の審判といいます。制裁としての刑事罰ではなく、立ち直りと健全な成長のための保護を与える手続きです。

※1 検察官が起訴しないで終わる不起訴処分、起訴するかどうかをすぐには決めないという処分保留など裁判にならない場合もあります。また、無実で無罪判決が下れば処罰を受けることはありません。

※2 万引きの際に人を傷つけて死なせてしまったなどの場合には、成人と同じように刑事裁判を受けることもあります。

※3 少年法では20歳未満の人を「少年」と定めています。少年法は少女も含めて「少年」としていますので、ここでも少女も含めて少年といいます。

Q 3 逮捕されても少年であればすぐに釈放されますか。

警察署や拘置所、または少年鑑別所に勾留されることがあります。この場合、自由に行動ができず家に帰されない状態が続くことになります。逮捕されてから家庭裁判所に事件が送られるまでは、最も長くて23日間の場合と、13日間の場合があります。また、家庭裁判所に事件が送られた後、最大28日間又は最大56日の間、勾留が続くことになります。

勾留されない場合は、自宅に帰されて警察や家庭裁判所から呼び出しがあれば行くことになります。

★当番弁護士制度

大阪弁護士会では、逮捕直後の少年やその家族・知人からの電話などによる一報により、待機中の弁護士が、少年と面会するためにかけつけるという当番弁護士制度を運用しています。警察官や検察官の取り調べや処置を適正なものとするためのものです。

1回目の面会は無料です。その後については、相談料や弁護士料が払えないときは、法テラスの援助制度があります。

「もしも！」のことがおきた場合には、とても大切な制度です。ぜひ覚えておいてください。

Q 4 14歳未満の子どもの場合はどうでしょうか。

14歳未満の子どもがした行為には、刑罰を加えることができません（刑法第41条）。責任を問うほどには心が発達、成熟していないため、福祉的保護を優先し、その子どもの立ち直りを助けようとするのが少年法の考えです。

そのため、警察が逮捕することは認められておらず、警察は保護が必要な子どもとして児童相談所に通告します。そして、必要であれば、児童相談所で一時保護されます。

Q 5 少年の場合に、成人と違った手続きになっているのはなぜですか。

少年法は、少年の立ち直りと健全な成長を目的としています。どんな少年でも生まれつき罪を犯すわけではない、事件を起こした背景には家庭や学校、友人関係等、少年をとりまく環境に何らかの問題がある場合が多い、そんな少年にとって必要なのは罪を犯したことへの制裁ではなく、立ち直りための援助である、周囲の大人が少年の立ち直りに手を貸せば、年若い少年はやり直せるという理念に基づいています。

Q 6 家庭裁判所の審判で決まる保護処分にはどのようなものがありますか。

保護処分には、①子どもを家庭においたまま指導監督し、子どもは定期的に保護司のもとに通って生活状況を報告する「保護観察」、②養護施設、児童自立支援施設などの児童施設に子どもを預けて指導・養護する処分、③少年院に子どもを送って矯正教育を行う「少年院送致」の3種類があります。

以上の保護処分のほかに、万引きしたという事実がなかったり、子どもを保護する必要性がないときは「不処分」という決定がされます。また、最初の審判では結論を出さずに、試験観察といって自宅や補導先に子どもをおき、家庭裁判所の調査官が相当な期間、少年の生活態度を観察し、そのうえで、もう1度審判を開いて子どもの保護処分を決めるという中間的な処分がされることもあります。

Q 7 親はどうすればよいのでしょうか

家庭裁判所の審判においては、家族による協力や指導、監督を重要視する傾向があります。何が原因だったか、これからはどうすれば良いかの対処法、また、子どもが自身のしたことをしっかり見つめるにはどうすれば良いか等を考え、指導監督を続けて行くという重要な役割があります。被害者への謝罪や弁償も大切です。

子どもが2度と万引きなどの犯罪行為を行わないように、ご家族として監督をするようにしてください。